

〔論文〕

## 児童福祉施設における特別養子縁組の実態調査と 今後への課題<sup>1)</sup>

川 村 隆 子

名古屋学院大学経済学部

### 要 旨

「子のため」を目的に創設された特別養子縁組における問題点を探るため、児童福祉施設等での現実的な「声」を聞くことを目的とした調査を行った。別制度である里親制度とともに、「子のため」への取り組みは細かな配慮が必要となり、法としてどのような対応が可能であるかを検証するための調査は、慎重かつ長期的な展望が必要であると考ええる。

とくに特別養子縁組に限らず、「子」が関係する場合、親権は大きな存在として影響を与えるが、本稿では試験養育期間における親権のあり方について簡単な提案とともに、今後の重要な課題の一つとして注目している。

また、複雑な境遇におかれた子ども達と日々向き合っている施設等の関係者は、「子の出自を知る権利」に細心の注意を払い、重要な位置づけにしている。「子のため」という姿勢は様々な角度から捉えることができるが、「子の出自を知る権利」を守るということは、大きな方向性を示す一つの指針となり得るだろう。

本稿の調査は、より多くの活用が望まれる特別養子縁組制度を検証するための第一歩として位置づけるものである。

キーワード：特別養子縁組，児童福祉施設，里親制度，試験養育期間

## Field Study of the Special Adoption in the Child Welfare Institution

Takako KAWAMURA

Faculty of Economics  
Nagoya Gakuin University

---

1) 本研究は名古屋学院大学2013年度経済学部研究奨励金による研究成果である。

## はじめに

近時、子に対する親権のあり方については、親の様々な価値観による多様化がみられる。なかには、「自由」や「個性」という耳当たりの良い言葉を前面に押し出しながら、社会の一員としての最低限のマナーすら教わっていない子と、それを見て見ぬ振りをする親も存在する。そのような社会において、監護養育と虐待または結果的に社会適応を難しくさせる適切とは言い難い「しつけ」との境界線を見出すことは実に困難である。

子は日々成長し、将来のわが国を担うだけでなく、これからの社会全体を築き上げていく大切な存在である。その未来ある存在を慈しんでいくという、ありふれた親子の環境が、一般的に想定される家庭である。しかし、時として子の健全なる成長のすべてを委ねることが必ずしも適切ではない場合もあり得るという現実が、悲劇的・衝撃的な形で社会に突きつけられる。虐待や育児を断念せざるを得ない親の存在は、もはや珍しいことではない。そうした避けられない現実社会のために、原則として6歳までの子を対象とした特別養子縁組制度が、親子という強力な関係に介入し、法的に新しい環境を整えることによって子の健全な成長を願うのである。

しかしながら、1988（昭和63）年に施行された特別養子縁組制度については、立法当初より懸念される事柄が少なくなく、今後、必ず再検証されなければならない<sup>2)</sup>。

そこで本研究では、特別養子縁組制度が孕む問題の解決点を探る研究に取り組むにあたり、児童福祉施設等の実情や特別養子縁組の現状など、実態調査を本調査として現地に赴き、貴重な話を伺うことを主とする。ただ、このような調査は大変デリケートな内容を含むため、少しずつ信頼関係を築きながら一步一步着実に長期間にわたる調査を進めていくべきであると考えている<sup>3)</sup>。

## 1、特別養子縁組の現状

特別養子縁組制度は、「子のため」を目的として創設された養子制度である。

かつて養子制度は、家の承継を主目的とした「家のため」の縁組として活用された。その後、「家」に対する法制や感覚が変化すると、子育てをしたいという望みや老後の不安への対策という「親のため」の縁組が目立った。もちろん、こうした多種多様な目的に活用できる普通養子縁組においても、「子のため」の縁組は可能であり、現に充実した親子関係を築いている普通養子縁組親子は数多く存在する。にもかかわらず、特別養子縁組制度を創設した理由は、厳格な要件を経た「子のため」の縁組によって、より安定した環境を提供するためである。そして、この制度は、さらにより良い「子のため」の縁組を目指さなければならないという使命を負っていると

2) 拙稿「親と子の法的関係—特別養子離縁と血縁—」名古屋学院大学論集（社会科学篇）Vol. 50 No. 2

3) 筆者の出身高校の母体である「シュファイユの幼きイエズス修道会」が関係している児童福祉施設およびその関連施設において、恩師のシスターを通して協力して頂いた。シスターや関係各位に心より感謝の意を述べるとともに、今後とも有益な成果が得られるよう、ご協力賜りたい。

いえよう。

とはいえ、近年、育児放棄や虐待などが原因となり、子が一時保護されるケースがマスコミ等で騒がれているものの、それに伴って特別養子縁組の件数が増加しているという事実はない。注目を集める事柄として慈恵病院（熊本県）の「こうのとりのゆりかご」の設置や、「愛知方式」などといった名称で呼ばれる「新生児養子」が報じられるなど、子に対する福祉や保護のあり方について社会全体が関心を寄せることは多い。しかし、特別養子縁組制度への理解が広まっているとはいえ、現実的に、保護された子のすべてが特別養子となり、新しい家庭で新しい生活をはじめているという事実もない。確かに年齢制限が妨げになっている場合もあるし、特別養子が完全な解決策ではない。だが、「子」に対する悲しい事件が取りざたされるのに対し、「子のため」の制度の認知度・理解度が低いのは残念である。またこれは、社会的養護が必要な子のための里親制度についても同様である。公的な責任をもって子を養育することにより、子を保護するとともに一般的な家庭での成長環境を提供するという極めて福祉的な制度であるにもかかわらず、よく分からない、もしくは自分には関係のない制度として位置づけられているのが現実である。

特別養子縁組制度の現状や改善点を考えていくことは、最終的に「子のため」に法がどのような対策を成し得るかを探ることにもなる。そのためには多くの「声」を聞き、それが法として改善できるものか、または法として感情的な批判に晒されたとしても毅然とした立場を取るべきなのかを冷静に見極めていかなければならない。それこそが当事者であるにもかかわらず、幼さ故に声を上げることのできない子に対する責任であると考ええる。

## 2. 児童養護施設などでのインタビュー

今後、長期間にわたり特別養子縁組を検証していくにあたり、まずは各施設の現状や取り組みなどを気取らない雑談形式でお聞きした。そのため、順を追った質疑応答だけでなく、お互いの思うところを対談した。そうした方法が、型にはまった受け答えよりも有益であると判断したからである。よって、以下では、熊本県にある社会福祉法人聖嬰会児童養護施設「熊本天使園」ならびに社会福祉法人熊本市社会福祉協会児童福祉施設「熊本乳児院」において、それぞれ長時間にわたるインタビューの要点をまとめて文章化している<sup>4)</sup>。

また、実際に幸福な家庭環境を一步步築きはじめておられる養親の方々のお話を伺う機会にも恵まれたので、実際に体験された問題点を要約して示しておく。

なお、特別養子縁組に関する、子、実親、里親、養親、そして多くの施設関係者などと取り巻く環境は様々であり、それぞれの立場、意識、認識、考え方、受け入れ方などは多種多様である。ただ、守るべきものを守りたいという思いは同じであり、その方向性と可能性を模索する中で、どの考えが正しく、どの考えが否定されるべきという判断ができるものではない。本稿は特別養

---

4) 貴重な内容のすべてを文章化できないのは残念であるが、今後の研究の基礎として役立てることでご寛容頂きたい。

子縁組を研究していく上で、それぞれの立場からの考えをお聞きし、大まかに分類した要点を補足しながら要約したものであることを予めお断りしておく。

### (1) 施設に関連して

現在、児童養護施設においては、定員を71名としており、15年後には45名に減少させることになる。これは乳児院においても同様であり、30名定員を10名に減少させることになる。単なる減少ではなく、現在では社会的養護児童の9割が施設養護、1割が里親制度などでの家庭養護となっているところを、将来的に、乳児院、小規模ケア、里親・ファミリーホームなどで3分の1ずつとなるような施策が定められていることからくる定員減少である。すでに里親委託率3分の1を実現している県や市もあるようだが、取り組み方法や施設の数など、それぞれの事情が異なるため、それぞれに合った対策を進めていく。

少人数定員となれば手厚いケアができるようになるため、国や県レベルで様々な施策を決め、縛りをきつくするのは、真摯に取り組もうとする本気度合いの高さの現れだと感じている。ただ、児童養護施設の定員が減少したとしても思春期など乗り越えるべき課題は同じである。乳児院においても、眠りについた時と目覚めた時に同じ担当者がそばにいることによって、安心した睡眠を得られるように2交代制をとっているが、労働時間の問題など施設として取り組まなければならない問題は同じである。

社会的養護を必要とする児童が減少するという楽観的予測はできないため、施設としては里親候補を増やしていくとともに、できる限りのサポートをしなければならないと感じている。ここで里親候補を増やすということは、それぞれの「思い」を持った方々と接する機会が増えるということであり、里親制度そのものの理解を深めてもらうため、より一層の支援が必要になる。

現実的に、施設と里親との間に「垣根」があったことは否定できない。施設側は、「お預かりしている子」を大切に扱い、様々な条件の中から最善と考えられる選択肢を導き出すために慎重に判断している。しかし、里親候補からすれば、その姿勢を誤解し「施設の維持のために里親委託をしないのではないか」、つまり、子を施設に留めることにより、施設の維持費を捻出しているのではないかという疑念すら持たれることがある。無論、そのような疑念は、子の将来を真剣に考える里親候補の優しい思いからくる誤解である。実際には1人でも多く里親委託による家庭環境を体験して欲しいと願っているし、施設内の手厚いケアや運営にとっては里親委託を増やすことが有益であるというのが事実である。また、施設で暮らす子が多いにも関わらず、里親登録しても、なかなか里親委託されないという場合もある。これも施設と里親の信頼関係を難しくする原因の一つかもしれない。実際、児童相談所が矢面に立ち、「赤ちゃんを下さい」という声に対して、里親の要求に応じるための制度ではないという強い信念を示したこともあり、子を思う立場にある者同士が対立することもある。

ところで、こうした里親の不満が出る理由として、熊本県の事情もある。それは、県内に12カ所の児童養護施設と3カ所の乳児院を持つということであり、こうした施設の多さは、子を保護するために尽力した先人達の努力の賜物である。しかし、施設が多く継続的に蓄積された子に

対する安定したケアは、事情のある親にとって安心して預けることができる場所として存在する反面、里親制度を活用することを難しくするという矛盾を生み出す場合がある。理由は様々あるだろうが、親は「里親委託されてしまうと、子に会うことができなくなる」もしくは、表現は厳しいものになるが「子を奪われてしまう」という心配に陥り、里親委託を拒むことがある。そうした親が安心して施設に預けることができるのに対し、里親候補は施設に対する信頼を失っていくという事実もあったようである。子、実親、里親、施設という噛み合わせることの難しい状況が、結果として相互理解を難しくしている面はあると考えられる。

ただ、施設には閉鎖的でどちらかといえば負のイメージがあったことも否めず、幅広い理解を得ることが難しい原因でもあった。施設の強みである継続性や蓄積された情報を提供していくことで理解を広めると同時に、里親が持つ悩みや苦労を共有できる場所として、さらに門戸を開いていくという試みが相互理解を深めていく上で大きな前進になると期待される。

里親委託の良さは、家族を基本とした生活の中で、安心感や安定感といった日常生活の体験をすることにあり。それが将来、自己の家庭を持つ準備として大きな経験になるのである。

## (2) 里親に関して

里親制度に対するイメージの低さがあり、里親候補の維持・増加が難しい。とはいえ、里親の「顔」が見えない状態での委託はできない。里親候補の見極めが里親にとっても子にとっても重要となるため、型にはまった形式だけでなく、気軽に施設を訪問してもらい体験して頂くことで情報交換をしていければ良いと思う。様々な里親への取り組みにより、ここ数年、熊本では良い方向に進んでいると感じている。

ただ、里親には「受け止める覚悟」を求めなければならない。良いことだけでなく、困難な現実も情報として提供しなければならず、興味本位では困る。信頼のおける里親に託すという、一見当たり前のような話だか、先に述べた対立関係がそれを困難なものにする場合もある。時には相談員が家に入ることを拒否されたこともあり、児童相談所や施設が奔走していても、なかなか理解を得ることは難しい。丁寧な説明を繰り返し、信頼関係を築いていく作業が重要となっている。

また、呼称の問題、つまり、里子となった子を実氏名で呼ぶのか、里親の氏を通称として使うのかという問題もある。なかには名すらも通称となっている場合がある。大分県では里親の氏を通称として使用せず、実氏名で養育しているようであり、熊本でも実氏名の方向へ動いているようだが、結局これは告知の問題へとつながる。乳幼児であれば養親と同じ氏で成長し、告知されていないケースもあるようであり、特別養子縁組とは異なる里親・里子の関係と日々の日常生活、そして現実的な周囲との関係などを含め、里親が抱く苦悩や告知しないという誘惑への問題点などを共有する必要性がある。

子はいずれ社会人として施設を出ることになるが、遊びに帰ってくる場所として施設内に宿泊用の部屋があったとしても、スタッフは日々忙しく、ゆっくりと話せる時間を取ることも難しい。そのような場合、里親が帰る場所である「里」として迎えてくれることは、安心して落ち着ける場所があるという心の支えになると思う。

### (3) 親に関して

妊娠・出産時の状況や生活環境などを踏まえた適切なカウンセリングの必要性がある。子の養育を他人に託すことへの親の同意は、気持ちの変化によって撤回されてしまうことも多い。また、里親委託は拒否するが、施設であれば良いという親がいる。養育里親にだしてしまうと、子を奪われるというイメージは強く、明らかに引き取りができない環境であっても里親制度を拒否する場合がある。面会なども可能であるという情報を広めていけば、里親制度への理解が深まると考えられる。しかし、現実的に里親側の理解を得ることが難しくなることが予想される。

虐待をしていても手放したくないという親の心理がある。それは実際の行動に反して驚くほど強力な思いであるため、親が愛着を持っているにもかかわらず虐待に走ってしまう事情を知ること必要となる。ただ、いくら親の事情が理解できたとしても、子を親のもとに戻す訳には行かないというジレンマがつきまとう場合も多い。

また、児童養護施設においても乳児院においても、親権については悩ましく感じている。命に関わる手術が必要である場合などは新設された親権停止によって対処できるとしても、施設側に「気にかかることがある」程度の情報しかないとき、親権を持つ親が引き取ると申し出た場合に、それを拒否することは難しい。どういう条件・要件が良いかは難しいが、施設が何年間か預かっている場合などに親から親権を離す明確で活用しやすい方法などがあれば、日々成長していく子のためのケアがしやすくなると感じている。

### (4) 子に関して

子はもちろん問題行動を取る場合などがあるが、それは実親子関係であっても通常起こる成長過程での問題であり、傷つきやすく脆い面もあるが、驚くほど柔軟でもある。成長とともに自己の状況を理解し、多くの場合、個別に対応ができるようになる。また、子は自分の出自を知りたいと思うようであり、できる限り伝えるべきだと感じる。当然、反発もあるが、最終的には知ることができたことに喜び、乗り越えていく力を持っていると感じる。

### (5) 周囲の環境

社会的養護を必要とする子にとって、施設や里親制度、養子縁組という直接的な親（大人）と子の関係以外に、周囲の環境が大きく影響を与える。たとえば、小学校などの教育においても、血のつながった親子関係を前提とした授業内容や課題が見受けられる。親と子の関係や絆などを理解しはじめる年齢において、「名」の由来など、普段、考えない事柄に目を向けさせ、自分の存在と親をはじめとする身近な人々の支えを認識させることは意味のあることだと理解できる。しかし、そうした段階で様々な事情のある子への配慮が可能であれば、結果として里親や特別養子縁組を理解し、配慮ができる社会になるのではないかと感じる。

また、理解の無い人からの誹謗中傷がある。実際の生活をしていく中では、周囲の理解や協力が驚くほど重要となるため、細心の注意を要する。たとえば、家庭に訪問する場合に、数名のスーツ姿の職員が明らかに役人風情で訪問すれば、周辺住民にとって「何かある」という興味本

位の想像をさせてしまう。子のために家庭訪問は必要であっても、それが結果的に何らかの影響を与えるのであれば、十分な配慮をするべきだと感じる。ただ、周囲に秘密にすることは、余計なマイナス影響になる場合が多いと感じられるため、里親家庭の住み良い環境づくりを模索しなければならない。

#### (6) 特別養子縁組など

里親委託を経て特別養子縁組を結ぶことがあるが、たとえば年齢制限の問題もあり、実感としてはまだまだ少数である。里親になる場合でも苦労や苦悩は多いが、養親となる方は細かな配慮をしながらも、常に不安と悩みを抱えていると感じ取れる。また、2歳や3歳という年齢であっても、その子にとってはそれまでの人生があるのであるから、施設が相談にのり、アドバイスできれば、養親には有益だと考える。

子の境遇については、一概にはいえないが7～8割が虐待やネグレクトによって児童養護施設に預けられており、親（両親もしくは片親）の所在が分かっている場合がほとんどで、親がまったく不明である遺棄児は割合的には少ない。つまり、引き取りが困難な状況でも、里親委託に反対する親が現実的に存在するのであるから、特別養子縁組であれば尚更であり、年齢制限に反しないうちに親の同意を得るのが難しい場合がある。それぞれの事情を如何に評価するかは難しいが、親が親なりに苦悩しているとき、そうした同意は難しいのではないか。

ただ、そのような親の事情を知ることが、将来、子が自分の出自を知りたいと思ったとき、つまり、「特別養子となるまでの自分」を知りたいと感じたときに、生い立ちなどを含めた説明ができることになるので、子の希望にできる限り応えることが可能になると考えている。そこで乳児院では「ライフストーリーワーク」を重要な位置づけにおき、子の生い立ちや乳児院などの施設においてどのような人々関わってきたかなどの記録に取り組んでいる。子の出自を知る権利を守ることは、その子のおかれた人生において、精神的安定が得られる一つの要素になると考えている。そのためには施設としての専門的な継続性が有益になると感じている。

また、里親とは異なり、法的な親子関係が結ばれた限り、施設の関係者が特別養子となった子の「その後」を把握しにくくなる。年齢的に6歳までであるから記憶が曖昧であるため、養親によっては施設と関係を絶つことにより縁組の事実自体を忘れようとする。特別養子となるまで預かっていた者にとって気がかりといえは気がかりになる。特別養子縁組をした後でも連絡を取り合えるようお願いしており、告知などの相談や情報の共有が有益となる。

ところで、特別養子縁組制度は、離縁が「原則的にできない」と説明されるため、離縁は絶対的に不可能であると受け取られていると実感した。もちろん厳しい要件であり養親からの離縁を認めないため余程のことがない限り難しいが、現実的にゼロではない。養親となる者が「困ったときは離縁すれば良い」というような考えで気楽に縁組をすることはあってはならない。しかし、容易には離縁できないことを理解した上で特別養子縁組を行うことが求められるのであり、法的に離縁が可能であることを不明確・不鮮明にしたままで縁組を行うことは、後日、何らかの弊害を起こしかねないと感じられた。

また、熊本という場所柄、慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」が注目されるが、医療機関として特別養子縁組の斡旋に初参入した福田病院の取り組みも今後、さらに注目されると思う。

### (7) 実際の特別養子縁組における声

特別養子縁組により養親となった方々にお話を伺う機会に恵まれた。ごく普通のご夫婦と乳幼児という家庭において、困難や苦労だけでなく驚きや喜び、そして楽しみや幸せという姿を間近で拝見し、法律としてのこの制度は、明文化されている内容を遥かに超越する貴重なつながりや尊い安心を守るために安定した存在でなければならないと改めて感じさせられた。

色々な興味深い話をお聞きしたが、とくに気にかかった問題として、6ヶ月の試験養育期間について要点を示しておく。個別の状況などによって異なることもあるだろうが、試養期間中に医療機関で受診する際、その都度、実親の承諾書が必要となり、手間がかかるとともに正直な気持ちとして不安を感じたと話された。乳幼児を「預かっている」という状況の中、個人情報の保護が重要な位置づけを持つ現在において、実親の健康保険の使用や承諾書のやり取りによって双方が所在地を知ることが可能となる。法的な親子関係が認められる前であるから当然といえばそれまでであるが、親権の問題とともに個人情報の保護の観点からも、不安の払拭と検討の必要性を感じた。

## 3. 今後の課題

今回、様々な機会を得たことにより再確認できたことは、社会的養護を必要とする子ども達のために日々努力されている方々の優しさと情熱である。ここで虐待や親の問題、施設での生活における子の状況、社会の反応など思い当たる事項は枚挙にいとまがないが、特別養子縁組制度に関連した課題の一部のみをみていく。ただ、今回は里親制度に対しても新たに知ることが多く、これからの特別養子縁組を考えていく上で、別の制度でありながらも総合的な視野を持って研究すべき必要性を感じた。これまでの審判例が示すように、里親制度からの特別養子縁組の容認は、試養期間の問題など関係する人々の細やかな対応と献身的な努力により後押しされていることを改めて認識した。

さて、将来的に特別養子の養親となる里親をはじめとして、特別養子縁組については、より深い情報を広める方策が必要であると感じ取れる場面があった。もちろん、関係する立場にある方々は、とても熱心に制度について考えておられ多くのことを教えて頂いたが、たとえば離縁についてなど、この制度が持つ不可思議ともいえる点については法独特の立場があり、真摯な検討が必要と感じた。

また、当然ながら「血のつながり」を前提としない親子関係に取り組む人々にとって、DNAという決定的な「血のつながり」よりも法的な夫婦の嫡出子としての推定を優先させる判決<sup>5)</sup>が

---

5) 最判2014（平成26）年7月17日 民集68巻6号547頁

でたことは、法の姿勢を明確に確認できたといえる。しかしそれでも血縁を重視した判決はないとはいえ、不安は拭えない。

法的親子関係と実親子関係そして「子のため」が絡み合う特別養子縁組制度は、多方面からの影響を受けざるを得ない制度であり、そこに司法が裁量をもって判断するのが本来の姿であるが、前提とされつつも法に明記されていない「血のつながり」という事実を、法に勝る存在として位置づける姿勢が肯定されるのであれば、そもそも「血のつながり」に捕われない「子のため」の制度自体を歓迎しないかのような印象を与えることに注意を払う必要がある。そして、そうした懸念を不明瞭ながらも感じさせている事実を見逃すことができない。守るべき存在である「子」の保護が「血のつながり」があるが故の守るべき「子」という存在にすり替えられないように注視しなければならない。こうした気がかりな動向も踏まえ、いくつか課題を挙げる。

### (1) 年齢制限

特別養子縁組制度の年齢設定には賛否がある。できるだけ多くの子に家庭環境を与えたいなどの理由から年齢制限緩和の意見が多いと感じられるが、6歳未満とするこの制度は、別の親(実親)の存在を認識している可能性が低い状態での縁組という位置づけができるだろう。つまり、それ以上の年齢であれば、実親という存在と自己の境遇を認識している場合が多いと考えられ、断絶を伴う特別養子縁組を結ぶに当たって、実親の同意や養親の養育意思に対して、当事者である子の意思を如何に取り上げることができるかが問題となる。たとえば単純に実親のそばにいたいという意思の表明を無視して縁組を結ぶことは、かなりの心労を子に強いるものとなる。無論、その子のおかれた状況に関係者や第三者が評価し、その子のためになることを実親すらも認めていたとしても、そうした評価に対し、判断する経験値が少ないために守らなければならない「子」なのであるから、それを十分に理解させ納得させることが難しいケースがでてくると考えられる。もちろん、「子のため」に考え抜かれた事柄に、非論理的に抵抗する子を適当な説明で無理矢理納得させることや苦悩していることを知りながらそれを無視して縁組を結ぶことが歓迎されるべきではないという前提での話になるが、年齢制限の緩和は、そうした子の意思をどのように考えるのかという問題を考慮しなければならないと感じる。

また乳幼児から共同生活を続けた後、たとえば15歳でも特別養子縁組が可能になった場合、時間経過による実親を含めた事情の変化<sup>6)</sup>による同意の問題や、それまでの子の呼称問題など、慎重に議論しなければならない問題点は多い。

未成年者の普通養子縁組は、将来の扶養や思わぬ相続(マイナスの相続)など「子のため」にならない場合を含むのは事実である。しかし、制度的に年齢制限を変更するだけで望むべき結果が得られるとはいえ、制度設計において6歳未満が想定された制度を、たとえば15歳の子にまで

---

6) 虐待などの事実があればともかく、生んだ時には育てる意向がなかっただけの実親が、人生の再出発を遂げた後、年齢を重ねた自分の将来を見据え、断絶を伴う縁組を拒否することは十分に考えられよう。その場合の子に与える影響を考えなければ、誰のための養子制度か分からなくなる。

容易に広がることができるかどうかは多角度からの議論をしなければならない<sup>7)</sup>。

## (2) 6ヶ月以上の試験養育期間と親権

試験養育期間は、特別養子となる子が養親に馴染めるかだけでなく、新たな家庭環境に馴染めるか、養親の親族と馴染めるかなどを日々の行動から判断できる。また、養親となる者の最終的な決心を主観的にも客観的にも評価できる期間として重要である。

そして、養親の親族の順応期間としても有益となる。たとえば、妊娠・出産を伴う親子関係においても、親となる者や祖父母となる者、おじおば・甥姪となる者にとって、人生の中での大きな出来事である。それに対し、わが国では定着していると言い難い特別養子という親族の誕生は、やはり「特別」という感覚を与えざるを得ない。大きな決意を持った養親に対して、親族として接することになる者にとっては、思いがけない試練となる場合もあるだろう。こうした直接的な養親子関係以外の者にとっても、試験養育期間は貴重な出発点となる。

そうした試験養育期間に対し、様々な課題が登場している。厚生労働省は、2014（平成26）年から、「特別養子縁組を成立させるための監護を受けている者についても、法律上の親子関係に基づく子に準じて取り扱う」という改正を行い、育児休業給付金の支給対象に、試験養育期間中の者を含めたようである<sup>8)</sup>。しかし、育児休暇については、現在のところ試験養育期間中の子は、住民票上「同居人」となることから認められてはいない。養育期間という性質上、難しい問題はあるが、傾向としては育児休暇についても見直されることになるかもしれない<sup>9)</sup>。

ところで、この「同居人」という位置づけは、先にも述べたように、実生活における共同生活の中で、ごくありふれた手続きと衝突する場合がある。対象となる6歳未満の子は、抵抗力が低く、比較的、医療機関での治療が必要となる。親権を持つ親子関係であれば、それは子育ての中に当然含まれる、普段の対応であり、通常の手続きである。しかし、試験養育期間における当事者と医療関係者にとっては問題となり、親権者である実親の「承諾」をもって、はじめて医療行為を受けられるということになる。もちろん、里親委託により監護上必要であれば親権者の同意は必要ない場合もあり、また実親が不明である場合などにより対応は異なるが、親権が実親にある限り、その承諾を求めることは、むしろ通常の処理といえるだろう。

実親の「承諾」を受け取るやり取りは、当然、互いの情報を交換する機会を与える。それは、時には、実親に無用な心配と不安を与え、そして時には養親となる者に無用の心労を与えかねな

---

7) たとえば、扶養関係を喪失させるという限定された効果を備えた普通養子の創設という方向性もあり得るだろう。そう考えれば、現行の特別養子縁組は、いわば「幼児養子」となり、未成年者とくに学齢児において実方との関係を考慮した「学齢児養子」という細やかな対策を考えていくことも一つの方法かもしれない。

8) 中日新聞 The Chunichi Shimbun web 2014.7.24 他

9) 民間企業では独自に育児休業を認めている場合があるようであるが、三重県では、都道府県初の育児休業に相当する制度を導入する（2015（平成27）年2月1日施行）。三重県公式ウェブサイト 2014（平成26）年12月20日他

い。それが、試験養育期間中における医療機関への受診を、ほんの少しでも躊躇させることになるとすれば、「子のため」の制度として本末転倒である。そこで、試験養育期間中においては、特別養子縁組制度中に対応を組み込むことが本来望まれるだろうが、新たに設けられた親権停止制度を活用するなどした対応も考えられる。そもそも医療ネグレクトなどによって施設側の権限で受診させるような場合であれば問題はないが、現実的に実親の承諾が必要とされる案件においては必要な対応である。

親権停止は、親権喪失よりも柔軟な活用が求められており、文言こそ違おうが特別養子縁組における要保護性と同趣旨の内容を持つといえる。つまり、特別養子縁組における要保護性が結果的に認められる案件であれば、試験期間における親権停止が認められる条件を満たしていると考えられよう。逆に、試験期間において親権停止を認める状況にないが、特別養子縁組は認められるということになれば、親権喪失、親権停止、特別養子縁組のそれぞれの要件について「違い」の理由を明確にするとともに、その「違い」が導く効果についても議論が必要となる。

ただ、単純に別の制度であるとして親権停止を活用することが適切ではないと判断されるのであれば、その期間中における実親の権限について現実的な対応を新たに設ける必要があり、原則6歳未満の子を取り巻く重要な保護の体制を整えることが十分検討されるべきである。もちろん、家事事件手続法166条には、特別養子縁組の申立てから成立により効力が生ずるまでの間、申立人を監護者に選任、または親権者の「職務の執行を停止」することを「養子となるべき者の利益のため必要であるとき」に申立てすることができるものと定められている。しかし、現実的に共同生活による試験養育とされる期間と特別養子縁組の申立ては、それぞれの事情により前後する場合が考えられ、申立てが後になることにより試験養育期間の状況が大きく変わってしまう事実を目を向けなければならない。つまり、試験養育期間そのものに配慮した対策が必要となるのである。

ところで、実親が不明な場合、こうした手続きにおいて実親を介する必要があるということは、現実的に、実親にとっても都合が良く、養親にとっても精神的心労を軽減する効果を持ってしまいかねない。つまり、厳しい表現となるが、子の実親を知る権利を奪い取る状態が、実親、養親の安寧をもたらすことになる。これでは、子に温かい家庭を与えようとする「子のため」の制度ではなく、実親、養親のための制度といわれても仕方のないことになる。現状では特別養子縁組制度自体が広く知られていないため、情報の拡散も限定的であろうが、今後、特別養子縁組が社会に受け入れられ広めていくことが実現すれば、現状の対応では、実親が不明な方が何かとスムーズであるという情報が確実に広まると考えられる。「子のため」には優しさや都合の良さだけでなく、守るための毅然さも必要となる。

また、この問題は、個人情報保護が重要な位置づけを持つ現在において、問題となり得る。もちろん、特別養子縁組が成立する過程で審判書などにより双方の住所氏名の把握が可能であるとはいえ、その前段階の試験期間中にそうした情報交換がなされる実態を如何に捉えるべきであろうか。双方ともに所在を知りたくない知られたくないという事情もあるだろうし、養親としては実親の干渉に不安を覚えるのが一般的な気持ちである。普通養子縁組であれば子にとって双方が親となるが、特別養子縁組では養親だけが親となるのであり、そもそも養親と実親とは法的な

関係になく、情報交換が必然とされなければならない立場でもなかろう。逆に、アレルギーの問題など実親が知り得る情報は伝えられる必要があり、時には子の生命をも脅かすことになりかねない。実際には施設や児童相談所が間に入っていることがほとんどであり、うまく機能しているのであろうが、現実的に不安が感じられている実態がある限り、試験養育期間における細かな法の対応が必要である。

### (3) 離縁について

特別養子縁組について、離縁は不可能だと受け取られていることが多いようである。しかし、要件が厳しく養親から離縁を申立てられないなど現実的には難しいが、離縁の件数はゼロではない。ただ、離縁の情報が閉ざされているため<sup>10)</sup>、どのような状況で離縁が認められているかは分からない。実親・養親、そして子に配慮するために情報は公表されないであろう。しかし、そうした「分からない」状況は、結果として離縁を不透明な存在にし、「養親からは離縁ができないが、実親による相当の監護の可能性が離縁の要件にあることから、実親が子を返して欲しいと訴えれば、子を返さなければならないのか」という誤解を生みかねない不安定な状態にあることを受け止める必要がある。また、詳細は不明であるが、養親の離婚に伴い特別養子との離縁も成立、その後、その子は施設に移されたという話を耳にしたことがある。本当に子が施設で生活しているとすれば、どのような経緯によって離縁が成立したのか不可解である。詳細が分からないため検証もできないが、今後、特別養子縁組制度を広めていくことが「子のため」に求められるのであれば、公表されないことによる関係者の不安という面にも目を向けなければならない。

親権をはじめとする法的な問題だけでなく、「子は実親に育てられるのが一番幸せ」という一般的な定型文は、果たして本当に「子のため」に向けられているのであろうか。特別養子縁組制度の離縁は、常にこの問題を人々に問うていると考えるべきである。

### おわりに

今回、特別養子縁組制度を考えるにあたり、様々な現状や意見などに直接触れる機会を得られたことは、大変、意味深いことであった。今後の研究に活かすとともに、さらに視野を広げて多方面の「声」を伺い、この制度がより良い状態で活用されるよう微力を尽くしたい。

児童養護施設や乳児院での取り組み、苦労などは広範囲であり、研究の趣旨から残念ながら本稿ではすべてを取り上げられていないが、とくにライフストーリーワークをはじめ、子の生い立ちや将来的な子の出自を知る権利について、多くの気持ちが注がれていると感じ取れた。当事者であるにもかかわらず意思も意向も要件とされ得ない存在である子に対して、ようやく一つの形

10) 離縁件数自体が少ないが、内容は公表されていない。「平成24年12月末現在の司法統計によると、43件の申立てがあり、17件が認容されていると報告されています。しかし、その内容については、まったく明らかにされていません」岩崎美枝子「子どもの養子縁組ガイドブック―特別養子縁組・普通養子縁組の法律と手続き」33頁（明石書店、初版、2013）

が実を結ぶ気配を見せていることは評価されるべきであると考ええる。

そうしたなか、今回は機会に恵まれたことから熊本県での調査となったため、どうしても慈恵病院が取り組む「こうのとりのゆりかご」の存在を避けることはできない。無論、ここでは肯定も否定もする立場ではなく、本稿の趣旨からも何らかの判断をすることは適切ではない。ただ、遺棄（幫助）罪や児童虐待防止法などの問題、「親」であると名乗り出た者が、強制が馴染まない個人情報中の個人情報であるDNAでの確認を拒否した場合にどのようにして親子関係を確認するのか<sup>11)</sup>、そして、数例認められている特別養子縁組において、「預けただけ」という認識の実親が引き取りにきた場合にどう対応するのかなどの懸念は現実的に消えない。

それらを一旦置くとしても、今回、子の出自を知る権利の現実的な要望に接したとき、親の匿名性の重視<sup>12)</sup>は、結果として子の命を守ることになるかもしれないが、それは特別養子縁組制度などが求める「子のため」とは若干異なる姿を見せているといえるだろう。つまり、「子のため」の真実告知の必要性を前提としたとき、権利の主体たる人が生まれながらにして持つと考えられる出自を知る権利の「確保」を放棄させざるを得ない事実注目せずにはいられないのである。当然、事情を持つ「親」の立場に立った対策は必要なのであり、そうした活動は高く評価されなければならない。しかし、「子」が注目される結果、この活動を受け止める社会の目には、守るべきであるとして注目されるもの（子）と実際に守られるもの（親）のズレが生じているように感じ取られ、その結果、賛否両論を生み出しているのではないか。今後、より一層の検証が重ねられることになるだろうが、目指すべき目標は同じであっても、「出自を知る権利」を含めた「子のため」を重視する立場と「こうのとりのゆりかご」とは、交わることのない道を進んで行きながら「子のため」の模索を続けていくことになるのかもしれない。

結局のところ、里親や特別養子縁組などに対する周囲の理解が大きな影響を与える社会において、法制度は「血のつながり」といった法以前の問題を超えることができないのかもしれない。これは親子関係の「破綻」が法の視野に明確に入らないことから明らかであるといえる。だとすれば、それは、法の限界として諦めるのではなく、法の姿勢と役割を明確に示し、時には毅然とした態度を堅持していくことが求められていると受け止めるべきである。特別養子縁組制度は、代理母や生殖補助医療などの問題にも広がりを見せるが、里親制度や親権を含め、現実的に存在する「子のため」に、どのような対応を示していくことが可能であるか常に注目されなければならない。そして、美辞麗句だけではない姿勢を示すことで、わが国における「子のため」の法律を作り出すための試金石として鍛え上げられていかなければならない制度なのである。

---

11) 「こうのとりのゆりかご」では、預ける際に親に向けた「手紙」を受け取るシステムになっており、その手紙が預けた証明になるが、その手紙を所持しているだけで親子関係が証明できるというものでもないだろう。

12) 匿名性については「子どもの人権及び子どもの養育環境を整える面から最後まで匿名を貫くことは容認できない」とされており、徐々に変化があるかもしれない。「こうのとりのゆりかご」第3期検証報告本編52頁（熊本市、2014）